

## 「データ利活用促進に向けた検討 中間報告（案）」に対する主な御意見及びそれに対する考え方（案）

平成30年●月●日

## I. 第一章 データ利活用促進に向けた制度について

項目	御意見	御意見に対する考え方
1. 総論 1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データの性質によって提供者に生じる不利益は様々であることを念頭に置き、全般に利用者の保護に偏重することのないよう検討すべき。</li> <li>● 中間報告（案）における、データ提供者とデータ利用者間のバランスを考慮し、悪質性の高い行為に限定して必要最低限の規律を設けることを基本方針とした「データ利活用促進に向けた制度」を導入について、賛成する。</li> <li>● 既存の営業秘密の保護を超え、過度に広範なデータを不正競争防止法の保護対象とすることに対する法改正ニーズ及び立法事実がない。</li> <li>● データに対する過度な保護は、データ利用者に委縮効果を与え、データ流通を阻害する危険がある。</li> <li>● 制度については、今後の運用実態を見つつ、必要に応じ、適切に見直しを図ることを期待する。</li> <li>● 諸外国における制度の動向を見つつ、バランスの取れた制度となるよう、引き続き検討するべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間報告（案）については、小委員会の審議において、データ取引の実態、データ提供者とデータ利用者双方の意見等を踏まえ、両者の保護のバランスを考慮しつつ総合的な検討が行われた結果、必要最小限の規律を設けることとなったところです。</li> <li>● 制度全般については、不断の検証と、その結果を踏まえた所要の見直しを行ってまいります。</li> </ul>
2) 中間報告（案）の	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「民法に基づく不法行為では、原則として差止請求は認められないとされている」という部分について、脚注等で根拠の記述を求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、中間報告（案）に脚注を追記いたしました。</li> </ul>

記載について	<p>める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2頁の第3パラグラフにおける「データ契約ガイドライン」で始まる一文は、本パラグラフの趣旨である現行法制度に関する説明ではなく、今後の期待について述べるものであるため、例えば、8頁の（関連する意見）に以下の文章として移動した方が良いと考える。「●著しい信義則違反の前提となるデータの取引契約については、その実態が確立されていない。取引当事者間において慎重に取引内容を合意し、取引の安全を促進することが求められると考える。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「データ契約ガイドライン」の取組は、データ利活用促進に向けた横断的な施策の一環として記載しております。</li> <li>● 御意見の点については、「著しい信義則違反類型」の（関連する意見）に追記いたします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目次があった方が適当。</li> <li>● 4頁の10行目「EU」と脚注2の「欧州」とは、文言の統一が必要。</li> <li>● 5頁の17行目等の「法」はどの法律を指しているのですか不明確。</li> <li>● 11頁の18行目「不正アクセス禁止法」はフルネームで記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、中間報告（案）の記述を加筆・修正いたします。</li> </ul>
2. 保護客体の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術的な管理がなされていないデータであっても、提供者の管理意思が明確に認識できるのであれば、保護対象とすべきであり、「技術的管理性」の要件は外すべきである。</li> <li>● 保護客体を「技術的管理性」、「限定的な外部提供性」、「有用性」により特定することに賛成する。</li> <li>● 保護客体となるデータについて、その要件の内容をガイドラン等で明確化すべきである。</li> <li>● オープンなデータの「同一性」の程度について、ガイドラン等で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「データの保護客体」については、小委員会の審議において、データ提供者のニーズ、管理者の実態等を踏まえる一方で、保護の対象が過度に拡大することのないよう、総合的な検討が行われた結果、中間報告（案）の内容となりました。</li> <li>● 「技術的管理性」の要件については、データ提供者の過度な負担とならないよう配慮しつつ、具体的な制度設計について、検討を継続してまいります。</li> </ul>

	<p>明確化することを期待する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護客体のデータの要件の考え方、「提供する相手を特定することなく広く提供されているデータ」との「同一性」の程度等については、中間報告（案）に記載のとおり、不正競争防止法に関するガイドライン策定WGにおいて検討を行い、ガイドライン等を策定いたします。</li> </ul>
<p>3. 不正取得類型</p> <p>1) 対象となる行為について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データが、データ提供者の管理を侵害する形で不正に取得された場合については、そのデータの使用や転々流通を防止するために、不競法による救済措置（特に差止請求権）を認める必要があると考えられるため、「不正取得類型」として挙げられている行為に対する差止請求権を認めるという点は、大筋において賛成する。</li> <li>● 「不正取得類型」における不正行為を「不正競争行為」新位置づけ、民事救済の対象とすることを提案されている点について賛同する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「不正取得類型」を「不正競争行為」と位置づけることについて、中間報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。</li> </ul>
<p>4. 著しい信義則違反類型</p> <p>1) 対象となる行為について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「データ提供者との契約内容を知らないデータ取得者側の社員が、提供を受けたデータを過失で第三者に提供する行為」が規制されないとすると、法人へのデータ提供から発生する不正利用がほとんど保護されないおそれがあり、当然知りうるべき状態にあるものについては規制すべき。</li> <li>● 図利加害目的をもって、「横領・背任に相当すると評価される行為態様で使用する行為」や「第三者に提供する行為」を「不正競争行為」として、民事的救済措置を設けることについて賛成する。</li> <li>● 著しい信義則違反類型を規制することは、契約自由の原則により取引の安全（データ提供者とデータ利用者のバランス）が図られ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「著しい信義則違反類型」については、小委員会の審議において、データ取引の実態、データ提供者とデータ利用者双方の意見等を踏まえ、両者の保護のバランスを考慮しつつ総合的な検討が行われた結果、必要最小限の規律を設けることとなったところです。</li> <li>● 図利加害目的を持って「横領・背任に相当すると評価される行為態様で、使用する行為」については、法令、ガイドライン、逐条解説等で明確化するよう、検討を継続してまいります。</li> </ul>

	<p>ている関係性を崩しかねないと懸念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 図利加害目的を持って「横領・背任に相当すると評価される行為態様で使用する行為」について、ガイドライン等での明確化が予定されているものの、法文上でも明確な要件を規定すべき。</li> </ul>	
2) 中間報告(案)の記載について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プラットフォーマーやコンソーシアム運営側等が(参加者から提供を受けたデータに対し)悪質性の高い行為を行う事例も実際に発生しており、対象に含めるべきと考えるので、類型④、⑤に含まれることを明記してはどうか。</li> <li>● 新たに「不正競争行為」とする範囲の図の中の「データ提供者A」→「権原ある者C」の→部分にある「売買契約」について、正しい記載は、AはCに対し、データ利用を「許諾する」権原を与えるだけと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、中間報告(案)の類型④、⑤の事例について、「コンソーシアムやプラットフォーム等のデータ提供者が・・・」と追記いたします。</li> <li>● 御指摘を踏まえ、データ提供に係る契約の典型例として想定される「ライセンス契約」に修正いたします。</li> </ul>
5. 取得時悪意類型 1) 対象となる行為について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取得時に悪意の転得者は、不正行為者と通じていることが多いという点で、悪意において不正行為者と同視してよいと考えられるから、これらの者を不正競争行為者とすることに賛成である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「取得時悪意者の行為」について、中間報告(案)の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。</li> </ul>
2) 重過失を対象外としている点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 悪意のみならず、重過失でデータを取得する場合も不正競争行為の対象とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間報告(案)の(関連する意見)のうち、「悪意」に加えて「重過失」も規律すること…(略)…については、引き続き検討すべきとの意見」と同趣旨の御意見として理解させていただきます。</li> <li>● 御指摘を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</li> </ul>
3) 悪意の対象について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「不正提供(⑤)に係る悪意については、⑤の行為者が権原の範囲を越えて提供していることを知っているだけでなく、「図利加害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不正提供(⑤)に係る転得者の悪意については、小委員会の審議において、データ取引の実態、データ提</li> </ul>

<p>て、図利加害目的を有していることを知っていることを必要としている点について</p>	<p>目的」を有していることを知っていることまで必要とすべきである。」とあるが、データ提供者のデータ拡散による被害の大きさを考えると、権原違反であることを認識して行ったことが明らかであれば、図利加害目的までは必要とすべきではない。</p>	<p>供者とデータ利用者双方の意見等を踏まえ、両者の保護のバランスを考慮しつつ総合的な検討が行われた結果、必要最小限の規律を設けることとなったところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘の点も含め、制度全般については、不断の検証と、その結果を踏まえた所要の見直しを行ってまいります。</li> </ul>
<p>6. 事後的悪意類型 1) 対象となる行為について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 悪意に転じた後の使用(⑦')も不正競争行為として救済する必要があるのではない。</li> <li>● 複製の被害が拡大しやすいデータの性質に鑑みれば事後的に悪意に転じた転得者の(⑧')について、適用除外を設けることは適切でない。</li> <li>● 転得者が、事後的に悪意に転じた場合に、データの取引の安全性及び事業の継続性の担保等に配慮するとともに、元々のデータ提供業者が回復しがたい損害を被る場合もありうることから両者のバランスを考慮することが重要であると考えため、「転得類型」について、「悪意に転じた後に、当該データを第三者に提供する行為」を不正競争行為とすることについて賛成する。</li> <li>● 善意取得者が悪意に転じた後のデータの提供行為を不正競争行為とするという提案には、賛成できない。</li> <li>● 悪意に転じる基準や権原の範囲の内容等についてガイドラインで明確化すべき。</li> <li>● 悪意に転じる基準、「権限の範囲」等については、ガイドライン等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「取得後悪意者の行為」については、小委員会の審議において、データ取引の実態、データ提供者とデータ利用者双方の意見等を踏まえ、両者の保護のバランスを考慮しつつ総合的な検討が行われた結果、必要最小限の規律を設けることとなったところです。</li> <li>● 「悪意」、「権原の範囲」等については、現行の営業秘密においても、採用している考え方であり、それらを踏まえ、法令、ガイドライン、逐条解説等により、適切に対応してまいります。</li> </ul>

	<p>において明確化を図ることとしているが、これらの問題はいずれも事業者の予測可能性に関わる事項であるから、法に明確な文言を入れることで、疑義の余地がないようにすべきであって、ガイドラインなどの法的根拠の曖昧なものに委ねるべきではない。</p>	
7. 正当目的での行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 正当な目的で行われる行為について、中間報告（案）に賛成する。</li> <li>● 「管理侵害行為によるデータの取得」について、「正当な目的」に基づくと認められる場合には不競法の対象とならないことも、法文に規定すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「正当な目的で行われる行為」について、中間報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。</li> <li>● 「正当な目的で行われる行為」の範囲については、法令、ガイドライン、逐条解説等により、適切に対応してまいります。</li> </ul>
8. 不正使用行為によって生じた物の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不正使用がなければその物は作成されないはずであり、データの不正使用により生じた物の譲渡についても、民事措置の対象とすべき。</li> <li>● データの不正使用行為によって生じた物の譲渡等について、中間報告（案）に賛成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「データの不正使用により生じた物の譲渡等の行為」については、小委員会の審議において、データ利用者から表明された懸念等を考慮して検討が行われた結果、中間報告（案）のとおり、不正競争行為としないこととなりました。</li> <li>● 御指摘の点も含め、制度全般については、不断の検証と、その結果を踏まえた所要の見直しを行ってまいります。</li> </ul>
9. 救済措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データ利活用に向けては、安心してデータを提供できる環境が必要で、万が一不正な行為が発生した時には適宜差止め等ができることが必要。その意味で、今回の法改正は環境整備の第一歩として評価。</li> <li>● 刑事措置の導入について、現時点において導入を見送ることとし、運用実態を踏まえ、引き続き検討することに賛成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「救済措置」について、中間報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。</li> <li>● 「刑事措置」については、今後の状況を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 刑事罰まで必要とする明確な立法事実が示されない状況下での検討は見送るべき。</li> </ul>	
--	---	--

## II. 第二章 技術的な制限手段による保護について

項目	意見	回答
1. 制度全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ソフト業界におけるビジネスモデルや技術の進展に対応して技術的制限手段を規律することが非常に重要であり、「技術的な制限手段による保護」について、中間報告（案）の内容に、全面的に賛成する。</li> <li>● 立法事実がない等の理由により、技術的制限手段に関する不正競争防止法の改正に反対する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「技術的な制限手段による保護」については、小委員会の審議において、産業界のニーズ等を考慮しつつ総合的に検討が行われた結果、中間報告（案）の内容となりました。</li> </ul>
2. 保護対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術的制限手段の保護対象として「電子計算機による処理（プログラムの実行の用に供するものに限定）に供するためのデータ」を追加することについて、賛成する。暗号化を無効化して書き換えるためのツールを使用してセーブデータを改変してインターネットオークション等で頒布する行為が横行しており、早期の法改正を要望する。</li> <li>● 「電子計算機による処理（プログラムの実行の用に供するものに限定）に供するためのデータ」の対象を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今般追加する対象は、中間報告（案）に記載のとおり、機器の制御や不具合の解析などのために用いられるデータや、ゲームのセーブデータ等を想定しております。それらは、電子計算機による処理に供するデータであり、現行法の視聴等の対象となるデータ（映像、音、プログラム）とは異なるものと考えておりますが、今後ガイドライン、逐条解説等により、適切に対応してまいります。</li> </ul>
3. 技術的制限手段の対象の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術的制限手段の定義に、アクティベーション方式による技術的制限手段が含まれることを明確にすることについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間報告（案）の内容に賛同いただき御意見として理解させていただきます。</li> </ul>

	賛成する。	
4. 符号の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術的制限手段の無効化に直接寄与するような技術的制限手段を無効化するための符号を提供する行為を不正競争行為とすることに賛成する。</li> <li>● 一般的な情報提供行為に影響を与えないことや、試験・研究目的での符号の提供行為については規律の対象外であることについて、中間報告（案）に明確に記述すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、試験・研究目的での符号の提供行為については、「不正競争行為の対象外とすべき」と中間報告（案）に追記いたします。</li> </ul>
5. 無効化するサービスの提供行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術的制限手段を無効化するサービスの提供行為について、不正競争行為とすることに賛成する。</li> <li>● 正当目的で行われる行為については、除外されるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間報告（案）に記載のとおり、装置の修理、試験・研究目的でのサービス提供行為等については、規律の対象外となります。</li> </ul>

### Ⅲ. 第三章 技術的な営業秘密の保護

項目	意見	回答
制度全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「分析方法」、「評価方法」について、推定規定の対象として追加することに賛成する。</li> <li>● 今般追加するもの以外にも、「運用方法」「処理方法」等、「技術上の秘密」として追加することを引き続き検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「推定規定」に新たな対象を追加することについて、中間報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。</li> <li>● 御指摘の「運用方法」、「処理方法」等については、必要に応じて、産業界のニーズ、技術革新の状況等を踏まえ、検討してまいります。</li> </ul>
中間報告（案）の記載について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 16頁の1.の第二段落について： 現行政令で定める情報には、分析方法等に関する「営業秘密」は含まれていないという事実関係の記載が洩れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、中間報告（案）の記述を加筆・修正いたします。</li> </ul>



#### IV. 第四章 その他

項目	意見	回答
証拠収集手続	<ul style="list-style-type: none"><li>● 証拠収集手続について、特許法の改正が行われるのであれば、不正競争防止法においても、同様の対応を行うことについて賛成する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 証拠収集手続の改正について、中間報告（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。</li></ul>